

ごみ焼却工場焼却灰等運搬業務委託

仕 様 書

環境局施設部施設課

1 業務委託名

ごみ焼却工場焼却灰等運搬業務委託

2 委託概要及び履行場所

本委託業務は、本市のごみ処理計画に基づき、今泉工場、葛岡工場及び松森工場から排出される焼却灰、飛灰及び不燃物等を石積埋立処分場内へ運搬するものである。

(1) 搬出場所

名称	所在地	焼却能力
今泉工場	仙台市若林区今泉字上新田 103	600t/24h(200t/24h×3 炉)
葛岡工場	仙台市青葉区郷六字葛岡 57-1	600t/24h(300t/24h×2 炉)
松森工場	仙台市泉区松森字城前 135	600t/24h(200t/24h×3 炉)

(別紙 1 の全体配置図, 別紙 2 ～ 4 の各工場場内配置図参照)

(2) 搬入場所

- ・ 名 称 石積埋立処分場 (石積埋立管理事務所)
- ・ 所在地 富谷市石積堀田 26 (別紙 5 の石積埋立処分場場内配置図参照)

(3) 計量機的能力

施設名	計量限度値
今 泉 工 場	2 5 t まで
葛 岡 工 場	3 0 t まで
松 森 工 場	3 0 t まで

3 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで

4 委託業務内容

(1) 焼却灰の運搬業務

本市のごみ処理計画に基づき、3 工場から排出される焼却灰、飛灰及び不燃物等を各工場の灰クレーンにより、受注者の車両に積み込み、工場で計量後、石積埋立処分場内へ運搬する。

(2) 焼却灰の積み込み方式

今泉工場、葛岡工場及び松森工場は、受注者のボタン等の操作による自動積込方式とする。

(3) 搬入先

原則として、焼却灰等の搬入先は石積埋立処分場内とする。ただし、搬入先変更の必要性が生じた場合は、本市と協議のうえ、その指示に従うものとする。

(4) 運搬経路

運搬経路については、別紙 6 のとおりとする。

ただし、本市の事情により経路を変更する場合は、事前に指示するものとし、受注者の事情により経路を変更する場合は、本市と協議し、承諾を得るものとする。

(5) 石積埋立処分場内への搬入及び荷卸し

石積埋立処分場内では、管理棟内の計量所で受付を行い、石積埋立管理事務所職員及び埋立業務委託先の業者の指示に従い、所定の場所へ荷卸す。

5 業務実施日及び時間

(1) 業務実施日

土曜日、日曜日、祝日及び12月31日、1月2日～3日を除く日とする。なお、連休期間及び年末年始等の年間数日、各工場の灰ピットの残量の状況により、運搬業務を指示する場合があるが、当該運搬業務は本委託業務の範囲内とする。

(2) 工場での積込時間

午前8時30分から積込開始可能とし、午後4時15分までに石積埋立処分場内へ到着可能な時刻までとする。

(3) 石積埋立処分場内への搬入時間

石積埋立処分場内への搬入時間は午前9時00分～午後4時15分までとする。

ただし、上記(1)～(3)に変更の必要性が生じた場合には本市と協議のうえ、その指示に従うものとする。

6 業務履行にあたっての届け出書類

受注者は、業務を履行するにあたり、次の各書類を本市に届け出るものとする。

提出書類	提出期日	部数	提出先
(1) 着手届	業務着手後速やかに	1部	担当課
(2) 業務担当者届	契約後、業務着手まで	1部	担当課
(3) 業務履行計画表	契約後、業務着手まで	1部	担当課
(4) 受託業務に携わる従業員の運転免許証の写し	契約後、業務着手まで	1部	担当課
(5) 受託業務に使用する車両の車検証の写し	契約後、業務着手まで	1部	担当課
(6) 受託業務に使用する車両の一覧表（登録番号、運転者名、最大積載量、車両総重量、全長、全幅、全高）	契約後、業務着手まで	1部	担当課
(7) 受託業務に使用する車両の写真一覧（正面、側面、後面、上面）	契約後、業務着手まで	1部	担当課
(8) 緊急時の連絡体制	契約後、業務着手まで	1部	担当課
(9) 業務継続計画	契約後、業務着手まで	1部	担当課
(10) 業務日報	毎日の業務終了後	1部	各工場
(11) 業務月報	業務完了時直ちに	1部	各工場 担当課
(12) 業務完了届	業務完了時直ちに	1部	担当課
(13) 運転者控室使用願	契約後、業務着手まで	1部	各工場
(14) 安全管理体制表	契約後、業務着手まで	1部	担当課
(15) その他本市が必要と認めた書類	都度	1部	担当課

7 業務履行に当たっての遵守事項

(1) 受注者は、業務を履行するにあたり、本市条例及び次の諸法令を遵守しなければならない。

- ① 労働基準法
- ② 労働安全衛生法
- ③ 労働災害補償保険法
- ④ 職業安定法
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑥ 道路交通法
- ⑦ その他関係法令

(2) 受注者は、3工場の操業に支障のないよう、焼却灰等を積み込んだ後は速やかに石積埋立処分場内へ運搬すること。

(3) 受注者は、受託業務に使用する車両について、所定数量（8トン～10トン）の焼却灰等を積載した時、積載物があふれない構造の深あおりのダンプ又は脱着装置付コンテナ専用車とし、車両側面等の分かりやすい位置にマグネットシート等の任意の方法により受託業務名等を表示すること。

また、シート又は天蓋により荷台全面を覆う構造とすることにより、焼却灰等の飛散、流出及び悪臭防止の対策を講じること。なお、原則として、車両に焼却灰を積載した状態で保管してはならない。

(4) 受注者は、本業務において常時使用可能な車両として6台（各工場につき2台相当）を確保すること。さらに、繁忙期等におけるピーク時の運搬量や、車両の点検整備・故障等に対応できるよう、必要な追加車両を確保すること。（別添 令和7年度焼却灰等運搬実績参照）

(5) 受注業務に使用する車両は、焼却灰を積載した状態で、その重量が25トンを超えないものとし、車両は高さ3.5m、長さ（前後の車輪間）6.5m、幅（タイヤを含む左右の車輪間）2.5mを超えないものとする。また、荷台の寸法は幅2.3m、長さ4.1m以上のものとする。

※最小計量台（今泉工場）：ひょう量25トン、積載寸法6.5m×2.7m

最大灰クレーン（松森工場）：2.3m×4.1m（バケット全開時）

(6) 受注者は、工場及び石積埋立処分場内では徐行運転を遵守し、本市職員の指示に従うこと。

(7) 受注者は、本市施設等の使用について、火気の使用及び施錠等善良な管理者の注意をもって行うこと。万一、これらを毀損及び紛失した場合は、受注者の責任において、原状に復旧すること。

(8) 受注者は、業務の履行にあたり、事故は発生した場合又はその発生のおそれがある場合は、直ちに適切な措置を講じ、その状況を本市に報告し、その指示に従うこと。

(9) 受注者は、受託業務に使用する車両及び焼却灰積み出し場について、常に清掃を行い、清潔の維持に努めること。

(10) 受注者は、業務履行前に、受託業務に使用する車両を本市の指定する工場で計量し、車両の風袋重量等必要事項を記入したうえ、所定の様式により松森工場に登録申請すること。また、登録後発行される車両登録カードを車両に常備すること。

(11) 受注者は、受託業務に使用する車両は、受注者の責任において保管し、周辺に汚水が流出したり、悪臭が漂うことのないよう必要な措置を講じること。

- (12) 受注者は、受託業務に携わる従業員に、一定の清潔な作業服を着用させること。
- (13) 受注者は、自ら受託業務を履行すること。
- (14) 受注者は、業務日報及び月報を、本市が指定した期日までに、速やかに各工場・担当課に提出すること。
- (15) 受注者は、本市が提供する「ごみ処理施設運転計画」に基づき、車両運行計画を作成すること。
- (16) 受注者は、灰積み出し場においては、各工場が「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づいて定めた管理区域に対応した保護具を、業務に携わる従業員に着用させること。
- (17) 受注者は焼却灰積み出し場で焼却灰等を積み込んだ後、車両に灰等が付着している場合は、積み出し場において十分に洗い流した後、石積埋立処分場内へ出発すること。
- (18) 受注者は、本委託に伴う車両・機器等の操作について、充分に安全に留意して行うものとし、事故防止に努めること。

8 各工場から石積埋立処分場までの片道距離

搬入場所 搬出場所	石積埋立処分場
今泉工場	23.1 km
葛岡工場	18.1 km
松森工場	8.8 km

9 焼却灰運搬見込量 (t/年)

工場名			焼却灰運搬 見込み量計
今泉工場	葛岡工場	松森工場	
9,000t	12,651t	16,935t	38,586t

※見込量は、令和9年度から令和13年度（5ヵ年）の平均値であり、ごみ排出量の推移、本市ごみ処理施設運転計画の変更等により増減することがある。

※災害発生時の災害廃棄物の受け入れなど特殊な事情により焼却灰運搬見込量から大幅に増加することがある。

10 業務委託料の支払

業務委託料の支払いは、委託業務完了検査書による月毎の区分払いとする。

なお、業務委託料は、工場毎に、運搬単価に各月の運搬量を乗じ、円未満の端数を切り捨てた金額に消費税を加え、円未満の端数を切り捨てて求めた金額の3工場分を合計した金額とする。

また、運搬量の計量最小単位は10kgとする。

11 準備・引継等

(1) 本業務委託の業務履行開始前における準備・引継

受注者は、この契約に基づく業務を円滑に履行するため、契約後、業務履行開始までに必要な車両、組織体制及び人員等を確保し、充分な準備を行うものとする。

(2) 業務履行開始前における研修

受注者は、業務履行開始前に本市及び現受注者が実施する本業務に関する研修を業務従事者に受講させるものとする。実施期間は、契約後業務履行開始前までの期間において、本市と受注者との協議により定めるものとする。

(3) 契約期間満了等における次の受注者への引継

受注者は、契約期間の満了等の際し、次の受注者へ業務の引継を行う必要が生じた場合は、本市と協議のうえ、手順書等を整備し、次の受注者に対し、必要な技術指導等の引継を行うものとする。

12 経費の負担

受注者が業務履行に必要な備品、消耗品及び安全管理器具類は、原則として、全て受注者の負担とする。

13 賠償の義務

受注者は、業務履行の際、本市又は第三者に損害を与えた時は、賠償の責を負わなければならないことはもちろん、その経過及び措置を本市に速やかに報告しなければならない。

受注者の使用する労務者の行為又はこれに対する第三者からの求償について、本市は一切その責を負わない。